

指定外部サービス利用型特定施設「三相園」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(兵庫県指定第 2871300931号)

当施設は、利用者に対し、養護老人ホーム三相園が指定を受けて行う外部サービス利用型特定施設入居者生活介護によるサービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 施設経営法人

(1) 法人名	社会福祉法人 三相園福祉会
(2) 法人所在地	兵庫県丹波市春日町山田 180
(3) 電話番号	0795(74)0109
(4) FAX	0795(74)1910
(5) 代表者氏名	理事長 竹村 義法
(6) 設立年月日	昭和45年7月15日
(7) インターネットアドレス番号	sansoen@ia7.itkeeper.ne.jp

2. ご利用施設の概要

(1) 建物の構造	鉄筋コンクリート造り 2階建	
(2) 建物の延べ床面積	1,509.49㎡	
(3) 併設事業		
事業の種類	兵庫県知事の事業者指定	利用定員
訪問介護事業	兵庫県指定 第2871300949号	50名

(4) 施設の周辺環境

保月山の麓、風光明媚な高台に位置し、豊かな緑と澄んだ空気に囲まれた閑静な住まいの中、近隣には高校、小学校、幼稚園、保育所があり、全室南向きで終日、日照が確保されております。また入居者の部屋からは眼下に町並みが見え、心身の健康に最適な環境です。

3. ご利用施設

(1) 施設の種類	指定外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所 平成18年 10月 1日・兵庫県指定第2871300931号
-----------	---

- (2) 施設の目的 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所は、介護保険法令に従い、養護老人ホームが特定施設の指定を受け、要介護認定等を受けた入所者と契約を結んだ上で、外部のサービス業者(以下、「受託居宅サービス事業所」という)に訪問介護、訪問看護、通所介護等の居宅介護サービスのサービス提供を委託する形態で、要介護状態等になった場合においても、施設入居者が可能な限り自立した日常生活を営むことができるように入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたって援助を行い、その人らしい生活を継続していけるよう支援することを目的としています。
- (3) 施設の名称 三相園
- (4) 施設の所在地 兵庫県丹波市春日町山田1210番地
交通機関 JR 福知山線黒井駅徒歩約15分
舞鶴若狭自動車道・北近畿豊岡自動車道春日インターから車で約5分
- (5) 電話番号 0795(74)0109
FAX番号 0795(74)1910
- (6) 施設長(管理者)氏名 横山 喜代志
- (7) 当施設の運営方針
明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視する。また利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、施設サービスの提供に努める。
- (8) 開設年月 平成18年 10月 1日
- (9) 入所定員 50人

4. 施設利用対象者

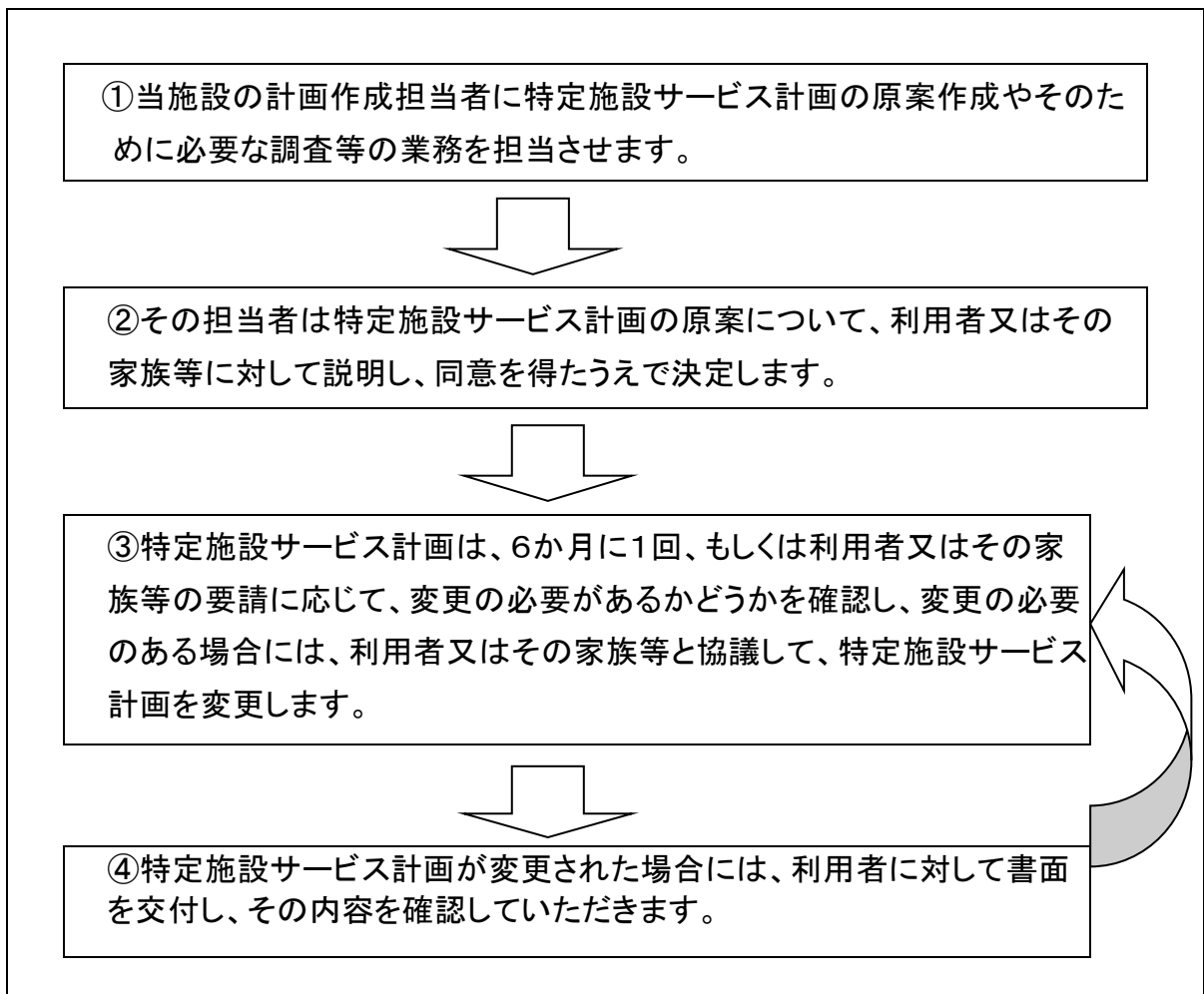
- (1) 当施設に入居できるのは、養護老人ホーム三相園入所者になります。養護老人ホームに入所されている方は、特定施設に入居するにあたっての契約は必要ありません。
- (2) 入所者のうち、介護保険制度における要介護認定の結果「要支援」または「要介護」と認定された方が介護サービスを受ける対象となります。
- (3) 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護によるサービスを利用するにあたり、ご入居者と施設との間で、包括契約を締結するものとします。

5. 契約締結からサービス提供までの流れ

利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「特定施設サービス計画(ケアプラン)」で定めます。

「特定施設サービス計画(ケアプラン)」の作成及びその変更は次の通り行います。

(契約書第2条参照)



6. 職員の配置状況

当施設では、利用者に対して特定施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準
1. 管理者(施設長)	1.0 名	1 名
2. 生活相談員	1.0 名	1 名
3. 介護職員	3.0 名	3 名
4. 計画作成担当者	1.0 名	1 名

常勤換算:職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数(例:週 40 時間)で除した数です。

(例)週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名(8時間×5名÷40時間=1名)となります。

〈配置職員の職務〉

管 理 者	…施設の業務を統括します。管理者に事故あるときは、あらかじめ定めた職員が管理者の職務を代行します。
生活相談員	…利用者の入退所、生活相談及び処遇計画の作成、実施に関することに従事し、適宜生活支援を行います。
介護職員	…利用者の日常生活上の援助並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
計画作成担当者	…利用者に係る特定施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。生活相談員が兼ねる場合もあります。

7. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設が提供するサービスについては、

養護老人ホーム三相園において提供される日常生活への支援や相談業務のほかに

- (1) 生活相談、安否確認、緊急時対応並びに計画作成等の基本サービス
- (2) 入浴、排泄、食事その他の介護を行う外部事業所利用サービス
があります。

当施設では、利用者の日常生活全般の状況を把握した上で、ご希望を取り入れながら特定施設サービス計画(ケアプラン)を作成し、その内容をご利用者又は家族の方にご説明いたします。

(外部サービスを委託する受託居宅サービス事業所)

サービスの種類	事業所名
指定訪問介護・指定介護予防訪問介護	三相園訪問介護事業所
指定訪問看護・指定介護予防訪問看護	訪問看護ステーションのどか
指定通所介護・指定介護予防通所介護	おかの花デイサービスステーション
その他の外部サービス	ご利用者の状況に応じてその都度決めます。

〈サービス利用料金〉

- (1) 介護保険給付対象のサービスについては、別紙の料金表のとおりとします。
- (2) 介護保険給付対象外のサービスとして、日常生活においても通常必要となるもの

に係る費用であって、ご利用者負担が適当と認められるものについては、実費を徴収させていただきます。

〈利用の中止や変更〉

利用者の都合により、サービスの利用を中止または変更することができます。

この場合は、利用予定日の前日までに、施設に連絡してください。

〈利用料金の支払い方法〉

毎月10日(10日が休日の場合は、翌日)に前月分の請求をします。

当該月の末日までに所定の方法でお支払いください。(事業所の窓口における支払い、又は指定口座への振込み)

8. サービスの利用方法

(1) サービスの開始について

当施設のサービスを利用するには、施設の職員に相談してください。

(2) サービスの終了について

- ① 契約書第16条並びに第17条の規定により、利用される方の都合により終了する場合は、サービス終了希望日の7日前までに文書でお申し出てください。
- ② 契約書第18条の規定により、施設(事業者)の都合で終了する場合は、終了の30日前までに文書で通知いたします。
- ③ 利用者が、死亡された場合、長期入院や介護保健施設へ入所された場合、または要介護認定区分が非該当と判定された場合は、自動的にサービス終了となります。

9. 苦情の受付について(契約書第24条参照)

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口

(担当者) 石田 浩之

[職名] 生活相談員(副施設長)

受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～18:00

○ 第三者委員(3名)

[氏名] 原 和之 (連絡先0795-74-0506)

[氏名] 本庄 一郎 (連絡先0795-75-1295)

[氏名] 竹村 義法 (連絡先0795-77-0083)

○ 苦情解決責任者

[氏名] 横山 喜代志

[職名] 管理者(施設長)

なお、苦情の受付窓口は、受付担当者となります。また、第三者委員も直接苦情を受け付けることができます。さらに第三者委員は、苦情解決を円滑に図るため双方への助言や話し合いへの立会いなどもいたします。

苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方との話し合いによって円滑な解決に努めます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

○国民健康保険 団体連合会	所在地 電話番号 FAX番号 受付時間	神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 (078)332-5617 (078)332-5650 9:00~17:15(月)~(金)
○丹波市役所 健康福祉部 介護保険課	所在地 電話番号 FAX 受付時間	兵庫県丹波市春日町黒井811 (0795)74-0221 (0795)74-2926 9:00~17:00 月~金

10. サービス提供における事業者の義務(契約書第8条、第9条参照)

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、利用者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、運営規程に基づいて定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新申請のために必要な援助を行います。
- ⑤利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、利用者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
ただし、複写費用については、別紙料金表記載のコピー代をいただきます。
- ⑥利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなどして、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑦事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はその家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません(守秘義務)。
ただし、利用者に医療上の必要がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。
また、利用者の円滑な退所のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合には、利用者の同意を得ておこないます。

11. 契約者の義務について

利用者は、施設をその本来の用途に従って、利用するための注意義務を実行するものとします。また、利用者の過失等により、賠償義務が生じた場合は、復旧のための費用等を負担するものとします。(契約書第10条参照)

12.事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、契約者やその家族に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

13. 損害賠償について(契約書第 12 条、第 13 条参照)

(1) 当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

但し、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

(2) 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者(その家族、身元引受人等も含む)が、契約締結に際し、利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行なったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ② 利用者(その家族、身元引受人も含む)が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行なったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ④ 利用者が、事業者もしくはサービス従業者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

指定外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所「三相園」 重要事項説明書 同意書

平成 年 月

日

特定施設入居者生活介護事業所での入居サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

特定施設入居者生活介護事業所三相園

説明者職名 _____ 氏名 _____ 印 _____

私達は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、特定施設入居者生活介護によるサービスの提供開始に同意しました。

契約者(利用者)

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

身元引受人

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

契約者との続柄 _____

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、特定施設入居者生活介護によるサービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

契約者との続柄 _____

※立会人

住所 _____

氏名	印
契約者との続柄	

個人情報使用同意書

私(利用者)及びその家族等の個人情報については、平成 年 月 日付
特定施設入居者生活介護事業所「三相園」における秘密保持に関し、下記の場合にその必要とする範囲内で使用することに同意します。

記

- 1 事業者が、介護保険法に関する法令に従い、利用者のサービス計画に基づくサービス等を円滑に実施するため行うサービス担当者会議等において使用する場合
- 2 私(利用者)が入院等医療機関で受診するときに医療機関に対し、個人情報を使用する場合
- 3 事業者が、契約終了によって利用者を他の施設へ紹介するなどの援助を行うに際し必要な個人情報を使用する場合

平成 年 月 日
特定施設入居者生活介護事業所 三相園 管理者 様

利用者
住所

氏名 印

利用者家族
住所

氏名 印

利用者は、署名ができないため、利用者の意思を確認の上、私が代行します。

署名代行者

住所

氏名

印
